

# 電気供給約款別冊

株式会社エコログ

〔2025 年 4 月 1 日改定版〕

## 目次

|                                        |   |
|----------------------------------------|---|
| 1 適用 .....                             | 1 |
| 2 実施期日 .....                           | 1 |
| 3 燃料費調整に係る燃料費調整適用係数 .....              | 1 |
| 4 調達調整費に係る調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値 ..... | 1 |
| 5 安定供給維持費に係る kW 単価または月額 .....          | 2 |

## 1 適用

- (1) この電気供給約款別冊（以下「本別冊」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）に基づき、当社とお客さまが締結する供給契約の供給条件の内容の一部を定めるものであり、供給約款および供給約款に基づく料金表（以下「料金表」といいます。）の一部を構成します。なお、本別冊の用語の定義は、特段の定めをする場合を除き、供給約款および料金表の内容に従うものとします。
- (2) 本別冊の変更については、供給約款 2（供給約款の変更）に準じます。
- (3) 本別冊に定めのない事項は、供給約款および料金表の定めに従うものとします。

## 2 実施期日

本別冊は、2025 年●月●日から実施いたします。

## 3 燃料費調整に係る燃料費調整適用係数

料金表別表 6（燃料費調整）に基づく燃料費調整額の算定に係る燃料費調整適用係数は、以下表のとおりといたします。なお、管轄エリアについては供給約款別表 1（供給区域等）のとおりといたします。

| 管轄エリア | 燃料費調整適用係数 |
|-------|-----------|
| 北海道   | 0.0       |
| 東北    | 0.0       |
| 東京    | 0.0       |
| 中部    | 0.0       |
| 北陸    | 0.0       |
| 関西    | 0.0       |
| 中国    | 0.0       |
| 四国    | 0.0       |
| 九州    | 0.0       |

## 4 調達調整費に係る調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値

料金表別表 7（調達調整費）に基づく調達調整費の算定に係る調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値は、以下表のとおりといたします。なお、管轄エリアについては供給約款別表 1（供給区域等）のとおりといたします。

| 管轄エリア | 調達単価係数 | 還元基準値  | 追加請求基準値 |
|-------|--------|--------|---------|
| 北海道   | 1.2    | 9.35 円 | 13.75 円 |
| 東北    | 1.2    | 4.40 円 | 8.80 円  |
| 東京    | 1.2    | 6.60 円 | 11.00 円 |

|    |     |        |        |
|----|-----|--------|--------|
| 中部 | 1.2 | 5.50 円 | 9.90 円 |
| 北陸 | 1.2 | 3.30 円 | 7.70 円 |
| 関西 | 1.2 | 3.85 円 | 8.25 円 |
| 中国 | 1.2 | 3.30 円 | 7.70 円 |
| 四国 | 1.2 | 4.40 円 | 8.80 円 |
| 九州 | 1.2 | 4.40 円 | 8.80 円 |

## 5 安定供給維持費に係る kW 単価または月額

料金表別表 8（安定供給維持費）に基づく安定供給維持費の算定に係る kW 単価または月額は、以下表のとおりといたします。

| 対象のお客さま                        | 金額      |
|--------------------------------|---------|
| 電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま（kW 単価） | 85 円/kW |
| 電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま（月額）      | 300 円/件 |

制改定履歴

2023 年 6 月 1 日制定

2024 年 3 月 1 日改定

2025 年 4 月 1 日改定